

●●年●月●日

## 投資一任契約締結時交付書面

(お客様名) 様

金融商品取引業者  
登録番号 関東財務局長（金商）第2796号  
一般社団法人日本投資顧問業協会加入  
一般社団法人投資信託協会加入  
〒102-0094  
東京都千代田区紀尾井町1-3  
東京ガーデンテラス紀尾井町  
紀尾井タワー 13階  
株式会社 お金のデザイン  
代表取締役社長 山辺 僚一

### 1 契約の概要：

本契約は、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行うため、当社がお客様から当該投資判断の全部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客様より投資を行うのに必要な権限を委任され、その業務に対してお客様から運用報酬をお支払いいただくことを内容とする投資一任契約です。

### 2 契約年月日：●●年●月●日

効力発生日は、お客様が当社の別途指定する者（以下「指定金融機関」という。）との間で契約を締結して開設し、お客様が指定した証券口座（以下「親口座」という。）内に設けられたサブアカウントであるTHEO口座（以下「指定証券口座」という。）に投資一任契約約款第8条第1項に規定する最低運用資産残高以上の入金があったことを当社が最初に確認した日です。

ただし、既に、当社との間で投資一任契約を締結し、かつ当該契約の効力が発生しているお客様に対して本書面が交付された場合には、ここに記載された契約年月日が新たに本契約の効力発生日となります。

### 3 契約期間及び契約の解除：

本契約の有効期間は、効力発生日から1年間です。ただし、期間満了日の10営業日前までにお客様又は当社から書面又は電磁的方法による契約終了の申出がない限り、この契約は1年間自動的に延長され、その後もまた同様です。

お客様の指定証券口座に係る契約が解約された場合その他投資一任契約約款第18条第3項及び同第20条に規定される解約事由に該当した場合、この契約以外の当社との契約・取引に係る約款・規程に規定される解約事由に該当した場合、当社は、直ちにこの契約を解約することができます。又、投資一任契約約款第18条第2項に規定される解約事由に該当した場合、お客様へ通知した上で、この契約を解約することができます。

お客様又は当社は、上述の有効期間中に中途解約を希望する場合は、10営業日前までに相手方に対し書面又は電磁的方法をもって当社所定の方法による解約の予告をしなければなりません。中途解約がお客様によってなされたときは、当社は、解約月の支払済み投資一任運用報酬を返還いたしません。解約時には、投資対象はすべて売却し現金化いたします。

なお、当社所定の方法により、投資一任契約を解約することなく、指定証券口座における運用資産を全額出金いただくことも可能です。また、当社所定の方法により、当該指定証券口座における運用資産の一部出金も可能です（この場合には、当該一部出金後の運用資産が10万円以上となるよう申し込んでいただく必要があります。）。

#### 4 投資一任契約に係るお客様の資産の内容及び金額：

投資一任契約に係るお客様の資産の内容及び金額は、指定証券口座に預託された資産及びその額とします。

#### 5 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項：

- (1) お客様と当社との間で、投資一任契約を結びます。
- (2) 当社は、指定証券口座に預託された資産に係る投資判断及び投資の実行を行います。
- (3) 投資の実行に際し、必要に応じて、当社が別途定める者による取次ぎその他の方法により他の金融商品取引業者（海外のこれに相当する業者を含む。）に取引を発注します。
- (4) 投資の判断及び投資の実行は、当社が自ら行い、第三者にこれらの権限を委託することはありません。

#### 6 投資一任契約に係る投資判断者等の氏名：

投資一任契約に係る投資判断者等の氏名は、以下のとおりとし、変更がある場合にはお客様に速やかに通知いたします。

スチュワートボックス・マシュー・ジェイムズ (Stuart-Box Matthew James)

太田 洋祐

山崎 博章

岡田 慎一郎

小野寺 正喜

## 7 投資一任契約に係るお客様の資産の投資方法及び取引の種類：

- (1) 当社は投資一任契約を遵守して、お客様のために投資を行います。投資にあたっては、個別運用を行い、過度の集中投資を避け、適正な分散を図ります。また、過度に投機的な取引を避け、リスク管理を充分に行うこととします。
- (2) お客様の契約資産に関し、一任された権限の範囲において、投資対象となる資産の価値の分析に基づく投資判断を行い、お客様に代わって発注を行うこととします。
- (3) 当社は、お客様との投資一任契約に基づき、外国上場投資信託（ETF）により運用を行います。（注：本書面における「上場投資信託」には「上場投資証券」を含みます。）。
- (4) 上記（1）から（3）にかかわらず、お客様が指定証券口座における運用資産の全額出金を行われた場合、再度、当該運用資産が投資一任契約約款の第8条第1項に規定する最低運用資産残高に達するまでの間は、当社は、当該運用資産の運用（当該運用資産に組み入れられた配当その他の外貨の円貨への交換を除く。）を行いません。

## 8 報酬の額及び支払の時期：

当月分の投資一任運用報酬は、下表の率（年率）を指定証券口座における運用資産の前月末円貨換算時価残高に乗じた額を当月の日数で日割り計算した金額とし、当社は当該金額を当月第4営業日目以降にお客様の指定証券口座から親口座に振替え、親口座より引き落とす方法により受領します。

円貨換算時価残高	投資一任運用報酬率（年率）
30百万円以下の部分	1.10%（税込）
30百万円超の部分	0.55%（税込）

新規及び追加の入金に対する入金当月の投資一任運用報酬はいただきません。

また、月中に一部払出し、全額出金又は解約があった場合には、あらかじめいただいた当月分の投資一任運用報酬は返還いたしません。

指定証券口座における運用資産の全額出金となされた場合、全額出金の翌月分以降運用再開月分までの投資一任運用報酬は発生しないものとし、運用再開月の翌月分より受領を再開します。

なお、キャンペーンにより一定期間に限って、または投資一任運用報酬割引プログラムにより恒常的に、投資一任運用報酬を減額する場合があります。

## 9 手数料等：

- (1) 投資一任運用報酬：前記8をご参照下さい。
- (2) その他の費用：

投資対象であるETFに係る売買手数料及び為替手数料は原則として無料です。例外的な取引において、有価証券に係る売買手数料又は為替手数料をご負担いただく場合があります。

す。

投資対象であるETF（その直接間接の組入ファンドを含みます。）については、その運用・管理報酬、財産保管・ファンド事務・監査等に係る費用、当該ファンド内で行う売買等に係る手数料等が課されます。これらの費用は当該ファンドの財産から支弁されます。

1 0 運用報告書を交付する頻度：

半期毎（毎年6月から11月の6か月分、12月から翌年5月までの6か月分）に運用報告書を交付します。

1 1 損害賠償額の予定に関する定め：該当事項はありません。

1 2 お客様が当社に連絡する方法：

株式会社 お金のデザイン

カスタマーサポート

電話 03-6632-9667

E-mail support@theo.blue